

大府市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規定により指定投票区の指定をするものとする。

令和7年6月2日提出

大府市選挙管理委員会委員長 塚本 廣道

指定投票区	指定関係投票区
第1投票区	第2投票区から第21投票区まで